

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號五第 卷五十四第

行發日一月一十年二十和昭

## 論叢

税制整理の基調

失業と勞銀

『民約論』に於ける共同體思想

## 時論

時局と水産業

## 研究

ルーテルの「職業」について

チュルゴの租稅論

エツヂワースと誤差の問題

## 說苑

一歐人の日本工業觀

チウネン圈の數學的説明

資本移動と景氣變動の問題

カレツキ景氣循環論

## 附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

（禁轉載）

經濟學博士

文學博士

經濟學博士

經濟學博士

經濟學博士

經濟學士

經濟學士

經濟學士

經濟學士

經濟學士

經濟學士

經濟學士

經濟學士

經濟學士

經濟學士

經濟學士

汐見三郎

高田保馬

石川興二

蜷川虎三

澤崎堅造

島恭彦

馬場吉行

大塚一朗

山岡亮一

松井清

飯田藤次

## チュルゴ一の租税論 (下)

—その政治經濟學との聯關に於て—

島 恭 彦

目次 一、はしがき 二、チュルゴ一に於ける租税論と經濟學との關係 三、租税の物的基礎(以上前號所載)

四、租税の社會問題、身分的税制の改革 五、租税の政治學、租税利益説 六、むすび

### 四 租税の社會問題

前節で吾々は資本の蓄積を妨げる事なしに租税を課し得る爲には如何なる税源を選ぶべきかと云ふ問題についてチュルゴ一の見解を考察した。いまこれを富の生産の主體的方面から見れば、生産に参加する階級の中何れに租税を賦課すべきかと云ふ所謂「分配の正義」(a justice distributive)の問題に關係して来る。この二つの問題はチュルゴ一では同一物の兩面に過ぎないのであつて、前節でも見た様に税源即ち純收入の問題は既に新しい資本主義的な生産關係の問題(従つて又租税配分の問題)を含んでゐると云へるのである。従つてチュルゴ一の所謂、「分配の正義」は決して經濟外的な問題ではない。けだし租税は權力者の恣意によつて人民に分配されるものではなく、むしろ權力者は新しい生産物の配分即ち生産關係を正義にかなへるものとして容認し、これに租税の配分を

適合させねばならないからだ。これが「分配の正義」の意味である。かくて吾々は先づチュルゴーに従つて生産を中心とする新しい階級構成の問題に目を通してをかねばならない。

チュルゴーによれば新しい階級關係は先づ唯一の生産手段たる土地の私有と共に發生する。即ち土地所有權が確立すると先づ耕作勞働から解放された土地所有者地主の階級と直接耕作に従事する耕作者の階級が分離する。次に土地生産物と自己の勞働を交換して工業生産物を作る工業者の階級即ち被傭者階級 (*classe servante*) が發生する。耕作者は剩餘價值(純收入)を直接生産し、工業者に食料及び原料を供給する「生産者階級」 (*classe productrice*) として工業者に對して「自然的、物理的優越性」 (*primauté naturelle et physique*) を保有してゐる。従つてこゝに耕作者、工業者(被傭者)、地主の三階級が成立する。これは英國古典學派に見られる様な資本家、勞働者、地主の三分説ではない。第一に耕作者と工業者(被傭者)の關係は一見資本家對勞働者の關係の様であるが、この間に生ずる優劣の關係は元來農業と工業の間に生ずる優劣の關係に過ぎない。而も耕作者の利潤はチュルゴーによれば單に耕作勞働の俸酬に限定されてゐる。第二に土地は代表的な資本であり、地主は従つて代表的な剩餘價值の取得者である。それ故に租税の負擔能力から見れば社會は地主階級即ち財を自由に處分し得る階級 (*classe disponible*) と耕作者や工業者等の財を處分し得ざる階級 (*classe non disponible*) に分れる。尤もチュルゴーは當時フランスの財政經濟に對して支配的な勢力を振つてゐた貸付資本家を地主階級と同列に置くかどうかについて多少迷つた様に見える。確かに何等爲すところなく一定の所得をうける身分から見れば地主階級に屬する様に見えるが、併し利子そのものは前節に述べた様に派生的な富であり新に附加された富ではないから、經濟的には地主

階級に屬さないと云ふのがチユルゴアの結論であつた。<sup>32)</sup> 従つていまや地主は唯一の "classe disponible" となつた。「この地主階級だけは、生活の必需品をもとめるために一種の特殊な労働に結びつけられるを要しないから戦争や司法、行政と謂ふ様な社會の一般的欲求につくす事が出来る。その方法は或は個人的勤勞により或は其收入の一部の納入によるのであつて、この一部を以て國家若しくは社會はかゝる機能を果し得る人を備ふのである。<sup>33)</sup>」この階級關係に關する觀念も前述の純收入に關するチユルゴアの意見と同様に、舊い衣にまとはれてゐる様に思はれる。即ち耕作者も動産の所有者も賃銀労働者と等しく、財を處分し得ざる階級の中に入れられ、地主階級が國家の唯一の支柱と見られてゐる。そこには租税を荷ふ新しい市民階級の姿が認識されてゐない様である。併し他方で社會を剩餘價值(純收入)を取得する階級とこれを生産する階級とに分ち、而もこの兩者の關係を社會の慣習や身分的特權に歸せずにあくまで透明な經濟關係として認識した事はなほ中世の身分的位階制の觀念を脱し切れなかつたケネーの社會觀に比すれば著しい進歩と云はねばなるまい。<sup>34)</sup> 何れにせよ右の様な階級構成はチユルゴアにとつて正義、人道にかなへるものであり、これに反する一切の舊制度、従つて身分的税制は「壓制的」、「非人道的」(tyranique; contraire a humanité)と呼ばれた。従つていまこの身分的税制を批判しこれを新しい階級構成に則して變革する事がチユルゴアの問題なのである。

ところでチユルゴアの壓制的、非人道的と呼んだ封建制度は最大の土地所有者たる教會と貴族が土地所有に基いて發生する一切の支配權(徵稅權、裁判權、軍備に關する權、夫役徵發の權等々)を土地に隸屬する農民や小生産者の上に振ふ事の出来る構造を持つてゐる。こゝでは社會の最下層にある農民が一切の物質的負擔を荷ひ、靈界の鍵

32) Turgot, Réflexions, §. 93.

33) Turgot, Réflexions, §. 15.

34) Quesnay, Despotisme de la Chine. (Oeuvres, par Oncken,) p. 656. 「神の攝理は金で備はれる職業の上に高貴な人々をうちたてた。その人達は善良な政府の自然的秩序に於いてはその身分によつて公平且つ嚴肅に高尙な重要な職能を營む事を託されてゐる。」

をにぎる僧侶と戰闘にたづさはる貴族とはかゝる負擔から解放されてゐた。かうして農民の負擔するタイユヤ夫役は身分的隷屬を象徴し、反對に免税は一種の身分的特權を意味するものであつた。「人民は國家の必要に對してその財を、貴族はその血を、而して僧侶はその祈りを。」これが身分的税制を辯護する封建社會のイデオロギイであつた。<sup>35)</sup>尤もかゝる典型的な封建社會が十八世紀のフランスに存在したわけではない。一方で絶對王制の出現以來貴族や僧侶は政權から退いて單なる地主階級となり、他方で第三身分の中に活動的な資本家が發生して次第に身分的特權の領域を浸蝕して行つた。併し封建的秩序は次第に崩壊しつゝあつたにも拘らず、舊い身分的税制と租税に關する身分的偏見はそのまゝ殘存し、生産者は依然として夫役やタイユの負擔に悩み、貴族や僧侶は尙幾多の租税を免れてゐた。チュルゴの經濟學は舊制度の框内で起つたかうした新しい階級構成の變化を認識しこれに基いて舊税制を改革しやうとしたのであつた。この改革は正に新しい階級關係と舊い税制の矛盾から起る數々の社會問題の解決でなければならぬ。

吾々は先づチュルゴが人民 (*peuple*) と呼び庶民 (*journalier*) と呼ぶ第三身分に關する租税の社會問題から始めやう。チュルゴはこれら勤勞大衆の中に、新しい社會の活動的分子を認め、これを一切の舊制度の負擔と桎梏から解放して、彼等の「勞働の權利」 (*droit de travailler*) を確立しやうとした。殊に耕作者の勞働を純收入の源泉として、これに「如何なる壓制も損ふ事の出來ない」神聖な社會的役割を認めた事は、當時尙殘存してゐた農民に對する身分的蔑視と對立する新しい見解である。<sup>36)</sup>ところでチュルゴが農村の勤勞階級に對する最大の桎梏としてあげたのは領主政治の遺物、夫役 (*corvée*) であつた。リモージュ地方に在任の時代や大藏大臣の時代、彼は

35) Vgl. Lassalle, Das Arbeiterprogramm.

36) Turgot, Lettre sur la liberté du commerce de grains. (Oeuvres Tome I) p. 190. - Voilà, donc la part du cultivateur, elle est sacrée, et la tyrannie ne pourrait l'entamer, à peine d'arrêter la reproduction de tarir la source des impôt.-

幾度となく夫役の災害を述べその廢止を論じてゐる。<sup>37)</sup>例へば軍隊の輸送について農民の提供すべき牛馬、荷車、其他の勞働奉仕は金納の租税よりも、はるかに不公平且つ苛酷な租税である。勞役の激しい爲に人夫や車馬の供給が滞ると道路で見つかり次第の農民がその車馬と共に徵發される。これに對して幾何かの賠償が支拂れるが、農村から目的地への往復に要する数日間の耕作の放棄、或は苛酷な勞役のために生ずる車馬其他農業生産手段及び勞働力の磨滅等々を考慮に入れるならば、これは甚しく過重な租税である。チュルゴアは輸送費を經濟化し負擔の公平を期する爲に、金納の租税を地主に課する事を提案した。蓋し「金納租税は國王の人民に對して、その財産に比例して分配される。現物負擔は行き當りばつたり個人を撃ち、一切の財産の中で確に最も貴重な自由を破壊する」<sup>38)</sup>またチュルゴアは分益農の地主に對する身分的隸屬を廢し獨立自營の資本家的小作人を育てる爲に耕作者に課せられるタイユの廢止を主張した事は既に前節で述べた。獨立の小作人が發生したフランス北部は隸農的分益制の支配する地方に比較して貴族の勢力が著しく衰退してゐた地方である事を思へば、チュルゴアの主張は單なる經濟的自由を越えた社會的自由を目指してゐたと言へやう。更に彼は農民ばかりでなく、所謂被備者階級をも税吏の追求や苛酷な財政罰から擁護しやうとしたのであるが、この點についていま詳述する事を避けやう。ところで勤勞階級をとらへるこれ等一切の「間接税」は、チュルゴアの轉嫁論によれば、究局的に地主に轉嫁される筈である。併しこの轉嫁は間接税の負擔による勤勞階級の窮乏と壞滅の結果、土地生産力(純收入)及び地主の所得の減退となつて現れて來る過程であつて見れば、それは英國古典學派やその亞流の理解した様な單なる價格現象ではなく、一つの重大な社會問題でなければならぬ。チュルゴアはこの事實をよく理解してゐた。彼

37) Turgot, Lettres relatives a l'abolition de la corvee pour les transports militaires. (Oeuvres. Tome II)

38) Turgot, Oeuvres, Tome II, p. 106.

が「間接税」を轉嫁作用のまゝに放任しなかつたのはけだし當然の事である。

さてチュルゴーは以上の様な舊制度の根底をゆり動かしつつある租税の社會問題を考察した後、地主階級の免稅特權の廢止を主張せざるを得なかつた。蓋し人民に對する租税を累積せしめたのは明かに地主の免稅特權であつたからだ。チュルゴーはこの特權が既に實質的内容を喪ひ、單に舊制度の惰性によつて存續してゐる形骸に過ぎない事を知つてゐた。もし地主階級が貴族や僧侶と云ふ様な身分を楯にとつて間接税を更に擴張すれば、それは前述した様に民衆の貧困、土地生産力の減退、救濟費の増大等々の過程を通じて結局地主自らの負擔を増加させるに過ぎない。チュルゴーはリモージュ地方の特權的地主についてかう言つてゐる。「幾人かの地主はとう／＼否應なしに彼等の假想的特權は有利であるよりもむしろ甚しく有害であり、彼等の耕作者を全滅させる様な租税はことごとく自分自身の上に落ちかゝるのだと云ふ事を認めざるを得なかつた。」<sup>39)</sup>かうして經濟法則の貫徹によつて免稅特權は有名無實になつてゐる。これは併し特權廢止の云はゞ消極的理由であつた。

チュルゴーは更に積極的理由の一つとして、貴族や僧侶の特權を理由づけてゐた歴史的條件が消滅した事實をあげた。例へば貴族が國王から授けられた封土に對して軍役奉仕の義務を負擔してゐた時代には、庶民と異なる身分として租税を免除せられる理由はあつたが、兵士が直接中央政府によつて庶民階級から徵集され、貴族は全く軍役から解放される時代にはもはや貴族の免稅特權のレーゾン・デートルは存しない。而も軍事費の少い間はこの特權の不合理もさう感ぜられずに濟むかも知れないが、近時植民地貿易の保護と打續く戰亂の爲に強大な陸海軍の建設せられることとなり、この費用を庶民にのみ負擔させる免稅特權はいよ／＼たへ難い、不公平な制度とな

つてゐる。<sup>40)</sup>こゝに貴族に課税すべき第一の理由がある。チユルゴ一が大藏大臣の時代(一七七六年)に出した特權廢止の法律に對して、舊制度を辯護する司法卿シロメニ (de Miroménil, garde des sceaux) は、貴族の胸に崇高な奉仕の氣質を養ひあわせて民衆の尙武の精神を涵養するには、貴族の軍事的特權を尊重しなければならないと論じた。これに對してチユルゴ一は「貴族が平民と同様に租税を支拂ふ他の國民が我國民よりも勇敢でないとは限らない。」<sup>41)</sup>と應酬してゐる。

特權廢止の更に重要な理由として、チユルゴ一は、當時身分や官職の賣買が盛んに行はれ、資本を蓄積したブルジョアは容易に特權階級の中に入れられる様になつた事實を指摘した。かうした事實によつて免稅特權を有つ階級と有たざる階級との區別はもはや貴族、僧侶、平民の如き身分的區別ではなく、ブルジョアジ一と貧民との單純な經濟的區別になつてゐた。この新しい社會情勢に對して舊い身分的税制はますます不合理な制度となる事は言ふまでもない。「特權が舊き國家の防衛者に限られてゐた時代に或はひとくゝがいてゐたかも知れない様な特權階級に對する尊敬の念を、いま特權階級が國家を搾取する租税請負人の集團に等しくなつた際に、尙昔と同じやうな眼で見る事はたしかに不可能である。假令さうでなくても、金持を免稅するために貧民に一切の負擔を荷はせるとは何んと云ふ政策であらう！」<sup>42)</sup>特權的身分はいまや單純なる地主階級即ち、*class disponible*、として専ら其の所有する財産、收得する純收入の故に課税せられねばならない。この主張に於いてもチユルゴ一は徹底してゐた。彼は舊制度に於いては貴族中の貴族であつた國王を地主と云ふ經濟的範疇に入れ、國王も亦所有地の存する地方に納税して、特權階級に卒先して範をたれねばならないと論じたのであつた。<sup>43)</sup>こゝに至つて、身

40) Turgot, Oeuvres. Tome II. (Observations du garde des sceaux et contre-observations de Turgot sur la suppression de la corvée.)

41) Turgot, Oeuvres. Tome II, p. 277.

42) Turgot, Oeuvres. Tome II, p. 276.

43) Turgot, Oeuvres. Tome II, p. 282.



分關係から社會を抽象し、これを有産階級 (classe disponible) と無産階級 (classe non disponible) との透明な經濟關係としてとらへたチュルゴの經濟學の方法は漸く革命的な意義をおびてくるのである。<sup>44)</sup>

併し前節でも見た様にチュルゴが身分的税制の變革について、先頭に立てたのは英國古典學派の様に産業資本家(チュルゴでは廣く勤勞階級を意味してゐる。)の利益ではなく、むしろ彼は地主の利益に産業資本の利益を從屬させ妥協させやうとしたと言へる。チュルゴが反感をいだいてゐるのは身分的特權であつて、經濟學的範疇としての地主ではない。彼はむしろ、耕作者のタイユを廢止して自主獨立の小作人を育てる事は先づ地主自身の利益であると説いたのであつた。かうしてチュルゴは當時の都市中心の財政々策を農村の利益の方向へ轉換させ或は日夜ベルサイユの饗宴に列席してゐた特權的不在地主の關心を疲弊せる農村へ向けやうとしたものらしい。かうした農村中心、或はむしろ地主中心の考へ方は次に租税の政治論を檢討する際、いよゝゝ明かになつて來るだらう。

## 五 租税の政治學

チュルゴは身分的税制のかもしれない出す社會的弊害をあらゆる方面に互つて考察した後、舊税制は有産者の負擔による新しい税制に改革されねばならない所以を説いたのであるが、この改革は同時に舊い身分國家の揚棄であり、新しい市民國家の創造でなければならぬ。勿論彼は舊制度の下でも耕作者、其他勤勞階級の深刻な窮乏を緩和するために、地主は「間接税」の一部を負擔し「法のあまりに苛酷なるを (l'excess de la dureté de la loi)」匡正

44) 僧侶の免税特權についても貴族と同様の事が云へる。但しチュルゴは僧侶階級の政治的社會的效用を貴族のそれより高く評價してゐた様に思はれる。  
A. Neymarck, Turgot et ses doctrines. Tome. II.

してゐる」事實を認めてゐる。併しこの地主階級の讓歩はたゞ經濟の領域で爲された自由意志に基くものに過ぎず、そこに公正な租税制度が成立したわけでもなく、租税に關する身分的偏見が消滅したわけでもない。テュルゴアは後世の轉嫁樂觀論者の様に轉嫁によつて公正な租税が實現するとは考へなかつた。公正な租税と新しい租税倫理を確立するためには、新しい政治組織と公民教育を必要とする。それは市民自ら政治組織に参加し公共心を養ひ、租税の公共性と納税義務の本質をよく理解する事である。新しい租税と租税倫理の確立は新しい國家と國家理念の確立でなければならぬ。これは舊い税制がそのまま舊制度の缺陷と倫理的頽廢を表はしてゐた事實を知れば容易に納得出來やう。ルキ十六世に當つた税制改革論の中でテュルゴアは舊税制に伴ふ政治的弊害を次の様に述べてゐる。「かうして各人は互に欺き公共費を隣人に轉嫁しやうとします。収入も隱匿されて甚だ不完全にしかわかりません。而も其はひとが稱して、吾々の國王は人民と交戦状態にある (Votre Majesté est en guerre avec son peuple) と云ふ様な糾問の仕方によつてとあります。假令、それは見かけだけのものにせよ常にいまはしく、いたましいかやうな紛争の中にあつて、誰一人として政府に味方しやうとするものなく、さうするものは唯々惡意の眼を以て見られるのです。そこには一片の公共心すら存在しません。と云ふのは誰の目にも明かな、よく知られた公共的利益など存在しないからです。」<sup>45)</sup>更にテュルゴアはこの國王に對する進言の冒頭で「陛下よ、わざはいの源はあなたの人民が組織 (Constitution) をもつてゐないと云ふ事から生じるのです。」<sup>46)</sup>と斷言してゐる。一體これは如何なる組織なのであらうか。吾々は具體的な政治組織や租税制度の説明に立入る前に、先づ一通りテュルゴアの國家觀を見てをかう。

45) Turgot, Oeuvres, Tome. II, p. 259.

46) Turgot, Sur les Municipalités. Oeuvres. Tome II, p. 505.

47) Turgot, op. cit. p. 504.

チュルゴアの國家は單に支配者と人民との間の法的、倫理的關係ではなく、經濟的ソリダリティーであることは前に少しく觸れた。國家又はその組織は新しく成立しやうとする市民的生産關係の法的承認なのである。(これは自然法の重要な命題である。)チュルゴアにあつては公權力(= force publique)は私有財産の成立と共に始まる。元來原始時代に於ては土地やその生産物は個人の方で守られ保證されてゐたに過ぎなかつたが、人々は土地の所有權を確保するために次第に社會を形成し、共同の方で自己の所有物を一切の侵害から守らうとする。こゝに個人の方を越えた公權力則國家が成立する。<sup>48)</sup>ところで土地の私有と共に地主と土地を喪へる耕作者の階級が分れるのであるが、國家はこの階級關係を是認し公權力を以つて守らねばならない。即ち國家は地主の土地所有權を保護すると共に、地主が永久に耕作者から純生産物を受取ることを保證する。<sup>49)</sup>これは實に典型的な市民國家の觀念である。吾々はこの國家觀から容易にかの租稅利益説を導出すことが出来る。即ち國家は市民の財産を保護するために經費を必要とする。租稅はこの公共費の代償として財産の所有者から徴收されるものである。チュルゴアは財産を維持する權利と納稅義務、或は國家が市民に與へる公共的利益及び安全 (intérêt commune, sûreté commune)と市民の負擔を均衡させやうとしてゐる。こゝに至つて市民の納稅義務は極めて納得しやうい義務となる。即ち「ひとが納稅義務に服するのは財産を維持するために他ならない。」<sup>50)</sup>のである。従つて財産(土地)を有しない勤勞者は當然納稅義務から解放されねばならない。チュルゴアの言葉に従へば「勤勞者は政府がどうならし何のかゝはりがあらうか。」(Qu'importe à l'homme industriel ce que devient le gouvernement?)地主の様に法律が彼に收入を保證してくれるわけではない。「彼はたゞその腕をもつて常に自分自身の資力を獲得するだら

48) Turgot, Mémoire sur les mines et Carrieres. Oeuvres. Tome. II.)

49) Turgot, Réflexions. §. 17.

50) Turgot, Plan d'un mémoire sur les impositions. (Oeuvres, Tome. I.) p. 400.

う<sup>51)</sup>」からである。従つてこの勤勞階級(中には産業資本家も含められる)は經濟的自由を得た代りに政治への參割から除外される。<sup>52)</sup> 他方租税は身分的優越の故に免除されるべきものでなく、また身分的隸屬の故に課せられるべきものでもない。たゞ土地財産を所有し國家の保護をうけると云ふ理由でのみ課税せられねばならない。かくてチユルゴ一の所謂國家には土地所有者なるが故にシトワイヤンとして、政治に參加し租税を負擔する地主と、公權力を代理、執行する啓蒙的な君主が存在するだけである。こゝにもはや個々の市民に割り切れない特權的身分は存在しない、其は有産者のみの公共團體であるから、各人は明白な公共的利益の觀念を持ち、進んでこれに貢獻しやうとする納税道德を有してゐる。

チユルゴ一は以上の様な國家觀(従つて又租税觀)を實行に移さうとした。即ちデニボンとの共同勞作によつて公共團體改造案としてルキ十六世に捧げられたものがこれである。これはチユルゴ一の國家觀を具體的に知り得るばかりでなく、またフランス革命との思想的聯關を窺ふに極めて重要な資料である。<sup>53)</sup> この案に現れた新しい政治組織は市町村コミューンから始まり、郡、州等の上級の公共團體へ次第に縦と横との連繫から構成されて行く様な體制を持つてゐる。重要な點はこゝでは身分的特權は認められず、たゞ一定の土地が單位となつて一つの市民權と納税義務が與へられ、政治は結局土地財産を基礎として行はれることである。吾々はこの改造案について租税制度を中心に考察を進めやう。

先づコンミュン(農村と都市)の組織が最も詳細に説明される。けだしそれ以上の組織はこれに準じて規律されるからである。農村の組織から始めるならばこゝで納税義務と參政權を有するものは現にその農村に土地を所有

51) Turgot, op. cit.

52) A. Neymarck, Turgot et ses doctrines. Tome. I, p. 426.

53) Mémoire au roi, sur les Muunicipalités, sur la hiérarchie qu'on pourrait établir entre elles, et sur les services que le gouvernement en pourrait tirer. (1775.) (Oeuvres Tome II).

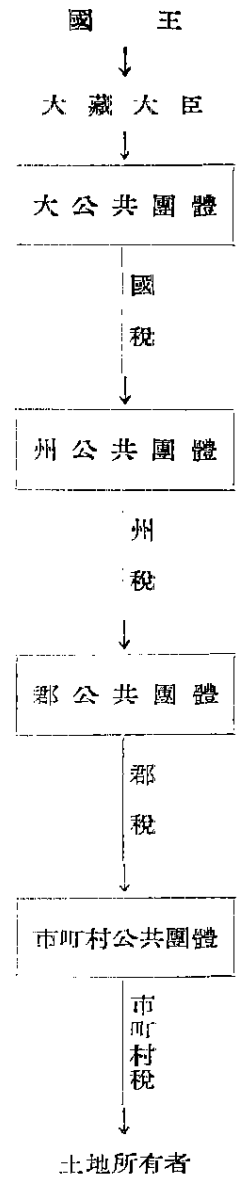
するものでなければならぬ。蓋し財産を所有する者のみが、その財産に對する租税の配分や其他行政の影響について自然的な關心を持つからだ。従つて地方から地方へ職を求めて渡りあるく日傭労働者、職人、或は商賣が不利になれば直ちに他の地方へ去る商人等はその土地の政治に關心を持たないし、またその地方の公共團體の厄介にもならない。従つてこれらの人々に納税義務を負はせることは出来ない。ところで地主に参政權と納税義務を限定するとしても、問題は土地の大きさ、純収入の量である。當時のフランスでは土地は限りなく細分され、過小農は零細な土地だけでは生活し得ず、賃銀労働者となつてゐたが、彼等は、チュルゴーによれば、地主と云ふよりもむしろ所謂「被傭階級」の範疇に入る。従つて所有土地の上に行はれる農村の行政、租税の配分について有する彼等の關心は普通の地主よりも少いわけである。故に彼等は完全な市民權を持たない、部分市民 (Citoyens fractionnaires) である。チュルゴーは普通一家族を養ふに足る六百リーブルの収入をもたらず土地を参政權の單位とした。即ち六百リーブルの収入ある地主は一人の代表を、百五十リーブルの地主は四人で一人の代表を、千二百リーブルの地主は二人の代表を農會に送ることが出来る。この農會では租税の配分や農村の公共事業を評議する。以上が農村の組織である。斯様な組織構成の原理は貨幣資本の支配する都市にはそのまゝあてはまり得ない様に思はれるだらう。然るにこゝでもチュルゴーはやはり重農學派の主張を貫いた。(勿論此點では恐らく生粹の重農學派デュボンの説が多分に取入れてあるらしい。)即ち彼は都市でも建物や宅地等の不動産の所有者に納税義務を負はせ参政權を興へやうとするのである。けだし都市の盛衰やその行政の如何に最も關心をもつのは都市に於ける不動産の所有者だからである。都市が榮えれば勞働力や動産は流入し、建物の賃貸料、宅地の地代は騰貴し、都市が

衰へれば勞働力や動産は流出して家賃や地代は下落する。かくて都市に不斷に定住してゐる不動産の所有者だけが、都市の盛衰によつて影響をうけるから市民権を與へるべきものは正に彼等だけである。併し同じ不動産の所有者でも、家主の所得は土地収入からの派生的所得であるから、完全な市民権を持ち納税義務を負ふべきものは宅地の所有者である。但し宅地の地代は常に家賃と混合してゐるから、特に宅地の價格一萬五千里ーブルを以て農村の地代六百千里ーブルと同等の價值を持つものとして市民権の單位とする。かゝる標準によつて選ばれた宅地所有者の代表は市會を組織する。市會では宅地租の収入を以て營まれる市の公共事業、市債の償還、入市税の廢止、租税の配分等々を討議する。

以上の様な市町村公共團體の上に郡公共團體 (*Municipalités des arrondissements*) が置かれる。こゝでは各コミュニティを代表する代表者達が郡會を組織し、各コミュニティの農業收穫、市町村税の配分狀況を報告し、郡税の配分を討議する。代表者の報告によつて、各コミュニティの土地財産額が明かにされるからこれに應じて代表者の席次を決定し、同時にコミュニティに對する郡税配分の基準とする。この郡の上に同様な原理に基いて州公共團體及び州會 (*Assemblées provinciales*) が組織される。最後に州の上に立ちフランス王國全體を包括する大公共團體、或は王國公共團體 (*Grand municipalités, Municipalités royale, Municipalité generale du royaume*) が來る。この公共團體の議會に國王自ら出席し、大藏大臣を通じて國王の必要と認める國家全體に互る事業を主張しその經費を要求する。併し其他の地方的な事項については各州の代表者の自由な討議に委ねられる。この議會は毎年收穫期十一月過ぎにパリで開かれ、先づ各州の代表者が州の耕作狀況及び土地財産の額を報告する。勿論こ

の報告が爲されるためには、それ以前に市町村會、郡會、州會が開かれて各地の事情が明かになつてゐなければならぬ。各州の報告に基いて王國全體の土地財産の分配に關する一覽表が作成され、これを基礎として國稅を各州へ配分する。

(註) 以上の様な改革案を圖型化すれば大體次の様になるだらう。



チュルギーはこの改革案では配賦稅の傳統に従つてゐる。一定の稅率によつて直接各人の收入に課稅する定率稅の方法は當局と個人との磨擦を多くすると云ふ點から反對された。

これがチュルギーの新しい國家組織特に新しい租稅制度と稅務行政の設計圖である。そこには究局まで單稅論と租稅利益說の主張が貫かれてゐる。特に財産の故に、(à la raison de la fortune) に課稅し、財産の額に應じて市民權を分割すると云ふ様な徹底した租稅利益說が見られる。チュルギーはかかる原理によつて始めて公正な租稅が實現されると信じて疑はなかつた様である。彼はかう考へてゐた。即ち一切の土地所有者は土地財産の保護と増殖を目的とする公共團體の政治に参加しやうとするのは當然である。然るに參政權は一定の土地收入額或は財産額に應じて與へられるから、參政權を獲得するためには是非とも自己の財産額を公表しなければならぬ。

即ち參政權の獲得は同時に財産、収入の申告である。かうして明かにせられた財産に應じて租税は全く市民自らの手によつて公平に分配されるであらうと。<sup>54)</sup> チユルゴ一はかゝる租税制度が多額納税者たる大地主の獨宰政治を實現する結果にはならないだらうかと云ふことについて全く考へなかつたわけではない。併しチユルゴ一の改革案の目標は専ら租税に關する身分的特權の廢止であつたから、財産従つて資本がその赤裸々々の姿で政治の舞臺に登場することはむしろ彼の歡迎するところであつた。彼はこの改革案の効果については頗る樂觀的であつた。

この新しい組織によつて土地所有者の利益と納税義務の關係は極めて明瞭になるばかりでなく、公共團體の集會に於ける租税の配分や公共事業に關する討議を通じて、各市民は公共心を養ひ租税の本質を理解する。公共團體はそのまゝ特權階級を啓蒙して市民的租税倫理を吹きこむ教育機關となる。かくてチユルゴ一はかう結論する。

「終に數年後には、陛下は新しい人民を持たれるでせう。陛下が今まで至る處に見られた様な腐敗・卑劣、奸策貪慾の代りに、至る處に有徳、無私、正直、熱意を見られること<sup>55)</sup>でせう。」

だが吾々は更に進んで當時フランスに醸成されてゐた民主革命への思想的背景から見て、このチユルゴ一の税制改革案は如何なる進歩性と保守性を持つてゐたか検討しなければならぬ。チユルゴ一の計畫は當時フランスの絶對王制の半封建的性質をもつともよく表現してゐる身分的税制を有産者の利益のために改革しやうとしたものであることは言を俟たない。租税はもはや支配者の恣意や特權的身分の利益に従つて分配されるのではなく、財産(資本)の分配を基準として有産者の國家からうける利益の代償として賦課されるものである。而も有産者の利益をもつともよく理解してゐるのは有産者自身でなければならぬ。かくてチユルゴ一はあらゆる公共團體の

54) Turgot, op. cit. p. 516.

55) Turgot, op. cit. p. 549.



機關に有産者又はその代表者を参加せしめ、稅務行政の自主性を確保しやうとしたのであつた。殊に州會、郡會、市町村會等の地方議會は當時中央政府から地方に派遣された知事の壓制と不公平な租稅の配分に對抗する手段であると解せられる。實際チュルゴアの改革案は、王黨の則からは、ルソーの理想案デュネーブ共和國の様にフランス王國を寸断しやうとする危險思想であると斷定されたのである。<sup>56)</sup>

併し實は王黨が考へた程、チュルゴアの思想は過激なものではなく、むしろ稅制改革の推進力としてえられたいものは絶對不可分の王權であつた。チュルゴアはまだフランス革命の指導原理となつた人民主權 (souveraineté nationale) の觀念を理解しなかつた。特にチュルゴアの改革案では、國民議會 (Assemblées nationale) の役割を果すべき「王國公共團體」の議會が、國王の要求する租稅及び財政計畫を否決或は審議する權利を全く奪はれてゐる點は注目に値する。加之、上級の公共團體からコンミュニオンに至るまで著しく政治性を缺き、たゞ地方の農業と租稅配分の關係を陳情する農會の様な役割を演じてゐるに過ぎない。チュルゴア自らルキ十六世に次の様に念をおしてゐる。「この公共團體の集會は徹頭徹尾公共團體の集會に過ぎないので、決して國家の議會ではありません。其はその組織を通じて各地の租稅の配分と特殊な要求を表明することは出来ませうが、併し陛下の財政改革の必要とする斷固たる實行に對して反對する權限を有ちません。」<sup>57)</sup>かやうな單なる地方的利害を代表する人々の集りは近代的な代議政治の觀念でないとは言ふまでもない。

併しチュルゴアの改革案の根本的な保守性はやはり稅務行政や其他の政治に對してたゞ地主階級の参加しか認められてゐない點である。勿論かゝる地主國家の建設によつて他面、一切の動産所有者や勤勞階級は租稅負擔か

56) Léon Cheinisse, Les idées politiques des physiocrates. p. 145.

57) Turgot, op. cit. p. 547.

ら解放されて、經濟的自由を與へられる。併しこの經濟的自由の領域即ち生産社會は政治に参加する途を與へられず、たゞ地主階級だけが生産社會全代を代表するものとして參政權を與へられるに過ぎないとすれば、いまやチュルゴアの政治觀の保守性は明かであらう。彼の改革案は市民的原理に基くとは言ひながら、其は大土地所有を基礎とする封建的アブソリュティズムの外見を持つてゐる。

かやうに數々の舊制度との妥協を含んでゐる改革案も、大藏大臣チュルゴアをとりまく國家の上層部から見れば正に革命的な意見であつた。久しく地主階級に免稅特權を與へ、この特權の地主と利害關係を同じくしたルキ十六世にとつて、地主を集めて公然と租税を要求することは事實上特權階級に對する宣戰布告にも等しいことであつた。この場合、地主の納稅義務とその參政權の均衡を説く機械論的な租稅利益説は何の役にも立ちさうに見えなかつた。ルキ十六世はチュルゴアの改革案をかう批評してゐる。「王國の地主達を集めて、彼等から租税を要求すれば、それは彼等を驅つてこの課税に對して反抗せしめる手段である。……王權は不可分なるが故に絶對的であるこの王國にとつて、常設の議會を作らうとする考へは、その根底を破壊するものである。その開會の瞬間から國王と國民の間には武力以外の何等の聯絡も存しなくなる。……チュルゴア氏の理想はこの上もなく危険であり、その新鮮さは反抗を呼びさまさせる。<sup>58)</sup>この改革案を契機としてチュルゴアは罷免された。それと同時に専制君主の頭に租税の自然法を吹き込まふとしたチュルゴアの經濟學の體系も崩壊した。チュルゴアの意圖したものは更にラヂカルな形で、下からの民主革命によつて實現されねばならなかつたのである。

58) Oncken, Geschichte der Nationalökonomie. S. 455.

## 六　む　す　び

吾々は以上でチュルゴアの租税論をあらゆる側面から廣く考察し同時に政治經濟學の基本的な命題がその中を如何に貫いてゐるかを検討した。彼の租税論の各部は資本や收入の理論の如き政治經濟學の中樞に結びつき、「自由、財産、安全」(liberté, propriété sûreté)の如き政治經濟學のイデオロギイは租税論のあらゆる部分を貫いてゐる。而もこのチュルゴアの租税論は先づ租税の基礎たる新しい生産方法と生産關係の認識を以て始まり、これと舊い身分的税制との矛盾より生ずる數々の社會的、政治的害惡の考察を経て、舊い税制に代るべき新しい租税制度の主張を以て終る。この間の論理の運びは如何にも機械論的であり、舊い傳統的誤謬にまとはれてゐるとは云へ、ともかくこゝで經濟學が全面的に身分的税制の批判に乗り出し、舊税制の市民的税制によつて置きかへられるべき必然性を論證したのである。これは租税論史上まことに注目し値ひする事柄である。かくして租税論はその中にあらゆる要求や主張やらが雜然となげこまれる合財袋ではなく、始めて社會科學としての面目をそなへたのであつた。其は税制改革の統一的な理論であり、或はむしろ租税制度の史的發展の理論である。もしチュルゴアの租税論の現代的意義が問はれるとしたら、其は恐らく以上の様な點に存するであらう。